

火災保険の免責事由

谷 正 之

はじめに

1. 保険制度の意義
2. 保険約款の効力
3. 火災保険契約の成立
4. 被保険利益
5. 保険料の支払
6. 火災保険の免責事由
7. 損害の算定

まとめ

はじめに

毎日のようにテレビや新聞で、保険の宣伝を目にする。人々はそれを見ると、入院や死亡に備えて保険に入ることを考え、火災が起きると火災保険に入っておかなければと思って加入し、平成16年の新潟県中越地方の地震、平成17年の福岡県西方沖地震の惨状を見て、地震保険にも加入しなければと考える。ところが、一方では、事故が生じたとき、保険金をなかなか払ってもらえないとか、思ったより受け取った保険金が少なかったとか、入るときは上手に勧めるが、いざ保険金を請求することになったとき、なかなか保険金を払ってもらえないという苦情をよく耳にする。

いったい保険の制度は、どのようになっているのか、十分な知識のないまま加入している例も少なくない。保険にはいろいろな種類のものがあるが、本稿ではそのうち火災保険の問題について取り上げ検討することにした。

1. 保険制度の意義

(1) 保険制度は、どのようなものであるか。

「保険制度は、経済上の共通、同一の危険を巡って、多数人があらかじめ一定割合の金銭を出捐しておき（保険料）、これによってその団体の中に一定の事故が生じた場合（保険事故）、一定の金額を給付し、その者のリスクを満足させる制度である」（森田邦夫編著 現代企業法講義2 商行為法 P. 50～51）。

保険は、大別して営利保険、相互保険、社会保険がある。

保険会社が保険料収入総額と保険金の支払総額との差額を取得することを目的とするのが営利保険であり、保険を欲する者が集まって相互会社を組織し、保険契約者とその社員とが一致しており、会社が保険者となって共同の計算において保険を行うのが相互保険、国やその他の団体が政策の実施のために行うのが社会保険である（同書 P. 51）。

営利保険は、上記のように保険会社の徴収した保険料が支払った保険金を超えた場合、その差額を保険会社の利益とするが、相互保険はその超えた差額は剰余金として払戻したり積立てたりすることが多い。

火災保険、地震保険、自動車保険、運送保険、海上保険などの損害保険は、営利保険で行われ、生命保険は相互保険でなされることが多い。

(2) 商法は、保険について、第3編第10章および第4編第6章に規定を置いている。

商法上の保険の規定は、「営利保険のうち、損害保険及び生命保険について、その保険契約関係を規律しているもの」であり、「保険営業は、社会性の強いところから、保険業法（昭和14年法律41号）、保険の募集の取締に関する法律（昭和23年法律171号）等に詳細な規定がおかれている」（同書 P. 51）。

2. 保険約款の効力

保険契約では、商法のほかに普通保険約款でこれを補充変更している。

ところで、普通保険約款に保険契約者がなぜ拘束されるのか。これについては議論のあるところであり（商法（保険・海商）判例百選（第2版）2 大塚龍児 普通保険約款の拘束力）、①契約説・意思推定説は、契約が「約款による」という意思の合致があれば約款の拘束力があるとし、「当事者双方が特に普通保険約款によらざる旨の意思を表示せずして契約したときは反証なき限りその約款に依る意思をもって契約したものと推定す」という（大審院大正4・12・24判決、同百選2でこの判決の解説がなされている）。②自治法説・法規説は、約款を団体が自主的に制定する法規に法源性を認め、約款は当該取引圏という団体における自治法であるとし、③商慣習法説・白地商慣習法説は、約款による取引が一般的である分野では、約款そのものではなく、契約は「約款による」ことが商慣習（民法92条）ないし商慣習法（商法1条、法例2条）であること（白地慣習法）に拘束力を認めるという（多数説、鈴木竹雄 新版商行為法・保険法・海商法 P.84~85、石井照久・鴻常夫 商法総則 P.49~50、近藤光雄編 現代商法入門（第6版）P.215、山下友信 保険法 P.111）。

法が約款によると定めていないのに、約款自体を自治法として当然に法源性を認めるのは妥当でなく、約款によるという当事者の合意がある場合にのみ拘束力が認められるとか、反証がなければ約款に依る意思で契約したものと推定するというよりは、人々が保険に加入するときは、当然のように約款に添って契約している実情に鑑みると、約款によることが商慣習法になっているという商慣習法説が妥当である。

ただし、普通保険約款に拘束力を認めるにしても、その内容は公平妥当なものでなければならない。普通保険約款は、保険者（保険会社）が一方的に作成・変更するものであり、保険契約者が約款の細部について個別に交渉する余地はなく、一括して承認するしかない附合契約であるから、その内容が保険者にの

み有利にならないように保険契約者を保護する観点からその公平性と妥当性を確保することが重要である。そのためには、行政庁による約款の認可制、国会による立法的規制、裁判所による信義則・公序良俗・権利濫用・各種の解釈方法等による司法的規制など国家の規制・監督が必要である。下級審判例であるが、この趣旨を明快に述べたものがある。「普通契約約款は、大企業における契約の大量的、定型的締結の要請に基づいて生まれたものである。それは、一定種類の取引に定型的、一律的に適用するため、企業があらかじめ用意した契約条項であって、企業側が一方的に定める条項である点に特色がある。契約の相手方は約款の内容の知不知にかかわらず、この約款の条項に従って契約したものと認められる。契約の締結を欲する者は企業の提供する約款を全部承諾してこれに附随するほかないものである。普通契約約款は大企業が一方的に設定するのが通常であるから、企業の立場の経済的優位を背景として、契約の相手方の利益を軽んじ企業自身の利益を偏重するという弊害に陥りやすいものである。そうであるから、契約の相手方は約款の内容の知不知にかかわらず約款の条項を全部承諾して契約したものと認められるのであるけれども、約款の条項が全部そのまま有効なものとして契約関係を支配すると解することはできず、約款の条項に対しては具体的事件の適正な解決のため適当な規制が加えられなければならない。もともと普通保険約款はその設定、変更について行政庁の認可を得ているものであるが（保険業法1条、10条）、行政庁の認可があるからといって、具体的事件における司法的規制を免れることはできない。裁判所は、具体的訴訟において、信義則、公序良俗などの法の一般原則に照らし、約款の条項の効力の有無を判断しなければならない」（盛岡地判昭和45・2・13基本判例商法1 P.915の33）。

3. 火災保険契約の成立

- (1) 火災保険で一般によく知られているのは、建物・工場など不動産にかかる火災保険、建物内の家財や工場内の商品機械など動産にかかる火災保険であ

る。

不動産にかける火災保険は、個々の建物ごとに特定して個別契約するものと、工場敷地内の建物全部というように包括契約するものがある。

動産にかける火災保険は、建物内・工場内の動産全部というように包括契約することが多い。

(2) 火災保険契約は、「当事者の一方（保険者）が偶然の一定の事故によって生じる損害を填補することを約し、相手方（保険契約者）がその報酬（保険料）を支払うことを約する」契約である（商法 629 条，以下法律名の表示がないのは商法をさす）。

① 火災保険の「保険者」となることができるのは、資本の額が 10 億円以上の株式会社で内閣総理大臣の免許を得た者に限られている（保険業法 3 条，6 条，近藤光雄編 現代商法入門（第 2 版）P. 216）。

② 「偶然の一定の事故」の「偶然」とは、契約成立時に事故の発生または不発生が不確定なことをいい、事故の発生そのものの偶然性をいうのではないと解するのが通説である。したがって、既に事故が発生した場合や事故の不発生が確定している場合は含まれないことになる。

ところで、この偶然を事故発生そのものの偶然性と解し、火災保険金請求権の成立要件で、保険金請求者が火災発生が偶然のものであること、すなわち、故意または重過失によるものでないことを主張立証すべきであるという見解や下級審判例があった。

そこで、火災事故（保険事故）が発生した場合、それが偶然のものであることを保険金を請求する者が主張、立証すべきか否かが争われていたが、最高裁は、最近、保険契約者には主張・立証責任はないとする注目すべき判断を示した（平成 16・12・13 最高裁第二小法廷判決「保険金の支払事由を火災によって損害が生じたこととする店舗総合保険契約の約款に基づき、保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであ

ることを主張、立証すべき責任を負わない」判時1882号 P.153)。つまり、保険金請求者は、火災の発生により損害が生じたことを主張・立証すればよいのであって、保険者は抗弁として保険契約者、被保険者等の故意または重過失による免責を主張・立証しなければならないのである。

- ③ 火災という保険事故が発生し損害が生じた場合、これを填補するために保険者が支払うのが「保険金額」である。
- ④ 保険者と保険契約を結び、保険料の支払義務を負う者が「保険契約者」である。

保険事故が発生したときに、保険金を請求する被保険者が保険契約者であることが多いが（自己のためにする契約）、保険契約者と被保険者が異なることもある（647条、他人のためにする契約）。他人のためにする契約の法的性質は、第三者のためにする契約である（民法537条）。他人のためにする保険契約を、保険契約者が委任を受けずに締結する場合は、委任がないことを保険者に告げなければならず、告げないときはその契約は無効となる（648条）。この規定を受けて、「住宅火災保険普通保険約款」第9条は、他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき無効としている。保険者に他人のためにする旨を告げたときは、第三者のためにする契約の一般の場合（民法537条2項）のように、他人（受益者＝被保険者）は保険者に対し、受益の意思表示をすることを要せず、当然にその契約の利益を享受する（648条）とされているのが特徴である。

- ⑤ 保険契約者が保険者に支払う報酬が「保険料」であり、保険金額を基準として算定されたものに手数料等を加えた金額である。
- ⑥ 商法上、火災保険契約は諾成契約であり不要式契約である。

火災保険契約の成立に保険料の支払が必要であろうか。

保険契約者が保険料を支払わないでいるうちに、保険事故が発生した場合、保険者は保険金を支払う義務を負うかという形で問題になる。

保険契約は、当事者の意思表示の合致のみで成立する諾成不要式契約である（629条）。諾成契約であるから、保険契約者は保険料を支払う債務を負い、保険者は保険金を支払う債務を負うにいたる。ただこの場合、保険契約者は保険料支払の先履行義務を負うのであり、保険料を支払わないで保険金を請求した場合は、保険者は不受領の抗弁権を主張できると考える。

判例として、海上保険契約に関するものであるが、「海上保険契約が原則として諾成契約であって当事者双方の意思表示の合致のみにより成立すべきものであることは商法第815条第2項により海上保険に準用される同法第629条の規定上明らかであるところ、本件にあらわれたすべての資料によっても保険料の支払を以て本件保険契約成立の要件とする合意がされたことを認めるに足りない」（東京高判昭和32・6・27 基本判例商法1 P.841の2）としている。実務上は、保険契約の成立を明確にするために、保険契約者が保険者の作成した申込書により保険契約者が契約の申込をして保険料を支払い、保険会社が承諾（保険代理店・保険外務員・営業職員が保険料を受取り、領収証を交付）して火災保険契約が成立した後、火災保険証券を交付することが行われている。火災保険証券は、保険契約成立の証拠となるもので証拠証券である。保険金を請求する場合、保険証券の呈示を求められるが、その呈示がなければ絶対保険金が支払われないわけではない。

保険会社が交付する「火災保険証券」には、商法上、次の事項を記載することが必要であるとしている（649条、668条）。

- 1 保険の目的
- 2 保険者の負担したる危険
- 3 保険価額を定めたるときはその価額
- 4 保険金額
- 5 保険料及びその支払の方法
- 6 保険期間を定めたるときはその始期及び終期
- 7 保険契約者の氏名又は商号

- 8 保険契約の年月日
- 9 保険証券の作成地及びその作成の年月日
- 10 保険に付したる建物の所在、構造及び用方

11 動産を保険に付したるときはこれを納れる建物の所在、構造及び用方
保険者は一定の期間内に発生した保険事故により生じた損害に対し、保険金を支払う責任を負うことになるが、その一定の期間が「保険期間」である。火災保険では、1年という期間を設定することが多い。

火災保険は、損害を填補することを目的とするものであるから、損害に対応する特定の経済的利益が存在することが必要である。これが「被保険利益」といわれるものである。被保険利益がなければ、火災保険契約を締結してもそれは無効である。

4. 被 保 険 利 益

商法は、保険契約は「金銭に見積もることを得べき利益に限り」これをもってその目的とすることができると定めている（630条）。金銭に見積もることを得べき利益が、被保険利益でありこれが存在することが必要である。

① それでは、火災保険における被保険利益とは何か。

火災保険は、保険事故発生時における目的物の損害を填補することを予定しているから、不動産の火災保険や動産の火災保険における被保険利益は、基本的にはそれらの所有者が目的物について有する経済的利益ということになる。形見であるとか、愛着ある人形というような主観的な、感情的な利益はこれに含まれない。目的物の経済的利益の評価額を「保険価額」という。保険契約者は、不動産、動産の価額を査定し（保険価額）、これを保険金額（保険者が填補すべき保険金支払の最高限度額）とし、保険価額と保険金額を一致させることもあるし（全部保険という）、保険価額を超える保険金額を定めたり（超過保険という）、保険料の負担を軽くするため保険価額より低い保険金額にすることもある（一部保険という）。したがって、保険価額と保険金額とは、必ず

しも一致しない。一部保険とすることは差し支えない。しかし、超過保険は、超過部分に実体的利益がないので、その限度で無効となる（631条）。

② 同一の建物や動産について、複数の保険者と火災保険契約を締結することがある。複数の保険者と契約をした場合、保険金の支払はどうか。

保険価額の限度内で損害につき各保険者が分担することになるが、契約が同時になされたか、或いは異時になされたかにより結論が異なってくる。

(ア) 同時に契約した場合（同時重複保険）は、各保険者の負担額はその各自の保険金額の割合により決める（632条）。

(イ) 異時に契約した場合（異時重複保険）は、前の保険者が先ず損害を負担し、その負担額が損害の全部を填補するに足りないとき、後の保険者が残額を負担する（633条）。

(ウ) 約款5条では、通常、同時重複保険と異時重複保険とで区別せず、各保険者の独立責任額の合計が損害額を超えるときは、独立責任額の割合に応じて保険金を支払うとしている。

$$\text{A 保険契約} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{A 独立責任額}}{\text{A 独立責任額} + \text{B 独立責任額}} = \text{保険金}$$

$$\text{B 保険契約} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{B 独立責任額}}{\text{A 独立責任額} + \text{B 独立責任額}} = \text{保険金}$$

損害額 1,800 万円、A 保険者の独立保険額が 1,000 万円、B 保険者が 1,500 万円である場合、A 保険者の負担額は 720 万円、B 保険者の負担額は 1,080 万円となる。

③ 保険金額が保険価額より低い一部保険の場合、保険金の支払はどうか。

保険者の支払は、保険金額の保険価額に対する割合によって定められること

になる(636条)。したがって、目的物が全損の場合でも、保険契約者は保険金額まで全部支払われるものと思ってもそれ以下になる。例えば、保険価額が2,000万円の住宅に、保険金額1,000万円の火災保険をかけており、火災により1,200万円の損害が発生した場合、支払われる保険金は600万円となる。

(一部保険の比例填補方式)

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金}$$

$$1,200 \text{ 万円} \times 1,000 \text{ 万円} / 2,000 \text{ 万円} = 600 \text{ 万円}$$

もっとも、一部保険の場合でも、保険金額の範囲内で損害額の保険金を支払う旨特約をすることは差し支えないから、保険契約者は保険金額全部を保険者に支払ってもらうことにするには、その特約をしておく必要がある。上の例では、損害額は1,200万円であるが、保険金額1,000万円の保険金の支払を受けることになる(実損填補方式、ただし、保険実務では実損填補するには、保険金額が再調達価額の60%以上であることを要求するものがある)。

④ 同一の建物について、所有者(譲渡担保権設定者)と譲渡担保権者がそれぞれ火災保険をかけることができるか。

判例は、どちらも経済上の損害を受けるべき関係にあるから、同一建物についていずれも被保険利益があり、ともに有効に契約することができるとしている(最判平成5・2・26 群馬弁護士会編 火災の法律実務 P.325-6, 京都地判昭和63・2・24 前掲判例百選(第2版)8 上柳克郎 譲渡担保と被保険利益)。この場合、それぞれの保険契約でどのように保険金の支払いがなされるのか。所有者と担保権者の関係は、重複保険と同様の状態であるから、同時重複保険に関する商法632条の趣旨を考慮し、各保険者の支払うべき保険金の額は保険金額の割合によって決まるとする(最判平成5・2・26 山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生 保険法 P.94, 105)。

- ⑤ 建物の譲受人が、未だ登記を経由していないうちに、保険者と火災保険契約を締結した場合、未登記建物に被保険利益が認められるか。

譲受人と保険者との間の争いがある場合、譲受人が、実体的に建物の所有権を取得している限り、所有者利益を保険者に主張できるのであり、登記手続未了の段階でも被保険利益が認められる。保険者は、建物の権利関係につき登記の欠缺を主張し得る第三者には該当しないから、譲受人に登記のないことを主張できない（群馬弁護士会編，同書 P. 325）。

- ⑥ 建物の二重譲渡の場合、所有者利益を被保険利益として有効な保険契約を締結できるのは誰か。

同一の建物について、別個独立の数用紙に各別の登記をするのは許されず、したがって既に先の所有権保存登記をしたのち、さらに継続用紙でない他の用紙に後の所有権保存登記をしたときは、後の用紙は不適法で後の登記はもちろんその登記に基づくそれ以後の登記はすべて無効であるから、第三者に対抗する効力がない（大判大正4・10・29 基本判例民法2 P. 1,378）。無効な登記を有するにすぎない者は、登記があるとはいえない。この場合、先の登記が優先し（民法177条）、登記を経由した建物の所有者に被保険利益が認められ、登記のない者には被保険利益はなく、この者の保険契約は無効となる（最判昭和36・3・16 前掲判例百選7 高田桂一 建物の二重譲渡と被保険利益）。

- ⑦ 建物の二重譲渡で譲受人がいずれも未登記で、それぞれ保険契約をした場合はどうか。

登記を先に備えた者の保険契約が有効となり、登記を備えていない者の保険契約は無効となる。すなわち、この場合も対抗要件を先に具備した者が優先すると解すべきである。いずれも未登記のままでは自己の保険契約が有効であることを主張できない。

- ⑧ 建物の所有権が自己にあるものとして保険契約を締結したが、その建物につき登記を得ていないため、第三者に対抗する所有権を取得していない場合は、被保険利益がなく保険契約は無効であるとした判例がある（最判昭和

36・3・16 基本判例商法1 P.864-865)。

5. 保険料の支払

保険契約者と保険者との間で、火災保険契約が締結されると、保険契約者は保険者に対し、保険料を支払う義務を負う(629条)。

保険料の支払方法としては、一括払と分割払があるが、火災保険では保険期間が1年と短いものが多いので、一括払が原則となっている。

支払時期については、保険期間の開始する前に保険料を支払うことを要する(保険料前払主義)。一括払の保険料や分割払の第1回保険料は、保険契約の申込書により保険契約者が契約の申込をするとともに保険料を支払い、保険代理店・保険外務員・営業職員がこれを受取り、領収証を交付している。毎年継続して契約する場合の一括払の保険料や分割払の第2回以降の保険料については、銀行等の預金口座の自動振替が利用され、団体扱いでは担当者による集金が行われる。

約款2条3項に責任開始条項を置いている。保険期間が始まった後でも、保険料支払前に生じた事故による損害については、保険金を支払わないというものである。保険料の支払がないという保険者の不受領の抗弁権を明文化したものと見える。

第2回以降の保険料が支払われない場合、保険者は保険料不払を理由に保険契約を解除できるが、債務不履行であるから、保険契約者に帰責事由のあることを必要とする。

6. 火災保険の免責事由

保険者は、保険期間中に保険事故が発生しこれによって損害が生じた場合、保険契約者または被保険者に保険金を支払う義務を負うことになる。ただし、商法および約款で定められた「免責事由」に該当するときは、保険者は免責さ

れる。

(1) 保険者の免責事由

① 戦争その他の変乱によって生じた損害 (640条)

戦争内乱などの勃発による損害は膨大なもので、保険運営上保険者が負担しきれないからである。もっとも、保険者が敢えてこれを引き受ける特約は有効である。商法640条は、特約あるに非ざれば填補する責めに任ぜずと定めており、特約は有効としている。

約款2条2項1号は、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）による損害については、保険者は免責されるとしている。

約款2条2項2号は、地震（例えば、北海道南西沖地震、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など）、噴火（例えば、雲仙普賢岳の噴火、三宅島の火山噴火など）、これらによって生じた津波（例えば、スマトラ島沖地震による大津波など）による火災の損害や延焼、拡大した損害は巨大で、通常の火災保険では到底まかなえないので免責されると定めている。

判例、多数説は、地震免責条項を有効と解している。平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震の後に北海道奥尻島に多数生じた家屋等の火災について、保険契約者らが保険会社を相手に火災保険金の支払を求めて提訴した集団保険金請求事件で、地震免責約款が有効か否か争われたが、函館地裁は、地震免責条項は、保険制度における合理性が認められ、また、火災保険は、地震の危険を担保しないことを前提に保険料率を計算しており、火災保険では地震損害を填補するための原資が蓄積されておらず、地震火災による損害につき保険金の支払を拒否しても保険会社に特段の利益が生じることはなく、保険契約者は火災保険に加入するだけでは地震損害の填補を受けるに足りる対価を負担しておらず、保険会社と加入者の間において公序良俗に反するような利得と不

利益の関係はないから、これを無効とする理由はないとして、その有効性を肯定した(札幌地判平成12・3・30 判時1720号 P.33)。また、阪神淡路大震災の2時間余り経過後に生じた建物の火災による損害について、地震によって生じたものとして免責されるかどうか争いになった事件で、大阪高裁は、出火原因は不明とし保険金の支払を命じたが、通常ならば消防車が来て消火した部分の損害については、約款の地震によって拡大した損害にあたるとしてこの部分につき免責を認めた(大阪高判平成11年11月10日 判タ1038号 P.246)。

このように火災保険では、地震・噴火・これらによる津波を原因とする火災の損害や延焼・拡大した損害は補償されない。

そこで、地震・噴火・これらによる津波を原因とする火災(延焼・拡大を含む)損害や損壊・埋没・流失の損害を填補するために、地震保険がある。地震保険は、火災保険に付帯する方式で契約することになるので、火災保険(主契約)への加入が前提となっている。地震保険の対象は、居住用建物および居住用建物内に収容されている家財(生活用動産)に限られている¹⁾。

② 保険契約者または被保険者の悪意・重過失により生じた損害(641条)

ア) 悪意

悪意とは、故意の意味で、結果の発生を認識し認容することである。放火に対して保険金を支払うことは、公序良俗に反するし、これを認めれば放火を誘発するおそれがあるからである。

故意については、次のような判例がある。

(判例1-否定) 保険期間満了直前の船舶の沈没事故につき、船舶の担保権者が保険会社に対し、保険金1億6,000万円を請求した。保険契約者に故意または重過失による事故招致があるかどうか争点になったが、東京地裁は、船舶を沈没させて保険金の支払を受ける経済的利益があったと推認されるとしたものの、船舶は深夜風雨の海上で浸水し約9時間後に沈没しており故意による海難と考えるには不自然であること、機関室のフライホールが水を巻き上げ主機関が停止した旨の乗組員の供述は一概に否定できないことか

ら故意による沈没事故とは認められず、故意または重過失があるとはいえないと判断した（東京地判平成3・3・22 判時1404号 P.119）。

この（判例1）は、船舶の沈没事故に関するもので、保険契約者に故意または重過失はないとし、保険会社の免責を認めなかった事例である。

次の（判例2, 3）は、火災原因として考えられる幾つかの事由を一つずつ検討して否定した後、最後に残った放火の蓋然性を肯定し、故意によるものとして保険会社の免責を認めたものである。

（判例2－肯定） 建物の1階居間から出火した火災により建物が焼失したので、建物の所有者が保険会社3社に対し、それぞれ1,200万円を超える保険金の支払を請求した。札幌地裁は、火災の原因として、石油ストーブ、灰皿内に残存していた煙草の吸殻、電気配線の漏電につき順次検討した結果これらを否定し、残った放火による蓋然性が極めて高く、放火によるものと十分推認できるとした（札幌地判平成7・3・16 判時1539号 P.1 36）。

（判例3－肯定） 繊維製品の製造・販売・加工を業とする株式会社が、保険会社との間で締結した店舗総合保険契約に基づき、工場および工場内の動産が全焼した事故について、2億7,122万円を請求したが、大阪地裁は、火災原因として、煙草の火、電気関係を順次検討してこれらを否定し、残った会社の関係者による故意に招致された人為的な火災であると推認できると判断し保険会社の免責を認めた（大阪地判平成9・6・13 判時1613号 P.144）。

次の（判例4）は時限発火装置があったことから、保険契約者の放火を推認して免責を認め、（判例5）は保険契約者の不審な行動、経営破綻の状態、過去の火災保険金取得の事実、虚偽の申告事実など間接事実を総合考慮して放火と認定し免責を認めたものである。

（判例4－肯定） 木造2階建ての建物と同建物内の家財道具一式が火災により全焼したので、保険契約者が保険会社に対し、2,000万円の支払いを請求し、保険契約者から火災保険金請求権を譲り受けた者がこの訴訟に参加し

た事件で、山口地裁徳山支部は、本件建物と家財道具一式は、台所食卓付近に設置された時限発火装置により出火し、他に設置されていた時限発火装置や延焼装置の一部もこれに加わって発生した火災により全焼したもので、保険契約者自らの放火であると推認し、保険会社の免責を認めた（山口地裁徳山支判平成6年・9・14 判タ880号 P.275）。

（判例5－肯定） 保険契約者および同人から保険金請求権の一部の譲渡を受けた請求者らが、工場の倉庫から出火し工場・事務所建物およびその内部に置かれていた商品、什器等が消失した事故について、火災保険契約に基づく保険金約2億7,183万円を請求したが、保険者は火災事故は契約者の関与のもとで行われた放火で、約款により免責されると主張した。大阪地裁は、火災事項は漏電や煙草の火の不始末ではなく、火災の前の契約者および契約者代表者の不審な行動や契約者の累積赤字による経営破綻の状態、過去に3回保険金の支払を受け、うち1回は保険契約において虚偽の申告をしていた事実など間接事実を総合考慮し、契約者代表者の関与を推認して放火と認定し保険会社の免責を認めた（大阪地判平成14・5・31 判タ1161号 P.142）。

故意による免責は、保険者が主張・立証しなければならない。保険者がなすべき故意の立証は、どの程度のものであることを要するか。

判例は、一応の推定では足りず、民事裁判の一般の証明程度である「優越の証明」または「明白で納得的証明」が必要であるとしている（東京高判昭和59・12・25 判時1144号 P.146, 山下友信 保険法 P.381）。妥当である。なぜなら、一応の推定程度で保険者を免責させることは、保険契約者等の利益が不当に害される結果となるからである。この判例は、生命保険における保険契約者または保険金受取人の故意につき保険者がなすべき故意の立証に関するものであるが、損害保険についても共通するものである。判例は、上記（判例5）のように幾つかの間接事実の積み上げにより故意を推認する手法を用いるものが少なくないが、故意の認定には、上記のとおり、明

白で納得できる証明に基づくものでなければならない。

(イ) 重過失

重過失は、反社会的で公序良俗に反する故意と同視すべき重大な過失に限られるとみるべきである。

判例として、火災保険について重過失とは、「故意にも比肩すべき重大な過失」(東京高判昭和59・10・15 判タ540号 P.310) というもの、「ほんのちょっとした注意さえすれば誰でも容易に有害な結果が生ずることを予見することができるはずで、したがって大事に至ることはたやすく回避することができたはずであるのに、こうした注意すら怠るというような、ほとんど故意に近い不注意をいうと解すべきである。失火の例でいえば、引火しやすいものの側で火を使うとか、油を火にかけたまま放置するなど、火事になる危険が特に大きく、常識からいっても当然払うべきちょっとした注意すら怠ったような場合をいう」(東京高判平成4・12・25 判時1450号 P.139) とするもの、そして、「少しの注意をすれば容易に有害な結果が発生する事を予見でき、したがって、大事に至ることをたやすく回避することができたのに、こうした注意すら怠るような故意に近い不注意をいうと解すべきである」(旭川地判平成9・1・31 判タ944号 P.253) とするものがある。

なお、運送人の悪意または重過失ある場合の損害賠償に関連して、重大なる過失とは、「殆ど故意に近似する注意欠如の状態」(大判大正2・12・20 基本判例商法1 P.689) というものがある。

失火責任法は、木造家屋が多く、気候や消防の状況からみて、すぐ類焼しその損害は膨大なものになるので、失火元の責任を軽減するために故意または重過失がなければ責任を負わないとしている。

これに対し、火災保険の重過失を広く解しては、保険者が免責され火災による被害者が保護されないことになる。火災保険の免責事由に「重過失」が含まれているのは、商法641条に免責事由として重過失が含まれているからと考えられるが、賠償責任保険においてはほとんどのものは重過失を免責と

していない。火災保険の重過失は、上記のように制限的に解することによって被害者（保険契約者）の保護を図るべきである（群馬弁護士会編 火災の法律実務 P.328）

重過失について、次のような判例がある。

（判例1－否定） 保険契約者が建物の居間の薪を燃料とする暖炉の火の始末をせず、ガストーブも付けたまま、知人および妻と外出したところ、約1時間半後建物から出火し全焼した。東京高裁は、暖炉の火の後始末を十分しなかったことや、ガストーブの火を消さなかったことは、不注意とはいえ特に危険が大きいとまでいうことはできない。比較的短時間で戻ってくる積もりで外出するような場合、ストーブをつけたままにしておく程度のことは、ありがちなことだからである。保険契約者の過失は未だ重大な過失と認めることはできない（前掲東京高判平成4・12・25）。

この（判例1）は、比較的短時間で戻ってくる積もりで外出するような場合、ストーブをつけたままにしておく程度のことはありがちなことだから、このことをもって重過失があるとはいえないとして否定したものであるが、次の（判例2）は、被保険者の家族であるAが、実質的被保険者であるとし、Aの行為は、商法641条後段・約款の解釈上、被保険者の行為と同視されるべきものとし、洋服の掛かった2、3体のワンピース吊り台を石油ストーブの側へ約20センチメートルの距離まで近寄せたのち、石油ストーブを消火しないまま洋品店を出たことにつき、重過失があったと判断したものである。

（判例2－肯定） Aは店舗1階で婦人洋品店を経営していたが、その夫X1と長女X2を被保険者として店舗、店舗内の什器備品、商品等につき保険会社3社と火災保険契約を締結していたところ、保険事故が発生し、X1とX2が保険会社3社に対し、総額5,400万円の保険金を請求した。仙台地裁は、本件被保険者は、形式的にはX1とX2であるものの、実質的にはX1とX2から包括的代理権を与えられこれを全面的に管理し使用収益をして利

益を得ていたAもまた被保険者であるとしたうえで、Aは、夜間洋品店に入り、石油ストーブに点火し、洋服の掛かった2、3体のワンピース吊り台を石油ストーブの側へ約20センチメートルの距離まで近寄せたのちそのままの状態、石油ストーブを消火せずに、洋品店を出て帰宅した。洋服のような引火しやすい物を石油ストーブに近づけそのまま放置すれば、火事になる危険性が大きいことは容易に予見できた。本件火災の発生源は石油ストーブであり、Aが石油ストーブに点火し消化しないまま放置した行為と本件火災の発生とは因果関係があり、Aには石油ストーブを消火しないまま洋品店を出たことにつき重過失があると判断した（仙台地判平成7・8・31 判時1558号 P.134）。

次の（判例3）は、重過失を「故意にも比肩すべき重大な過失」とし、（判例4）は、「故意に近い不注意」といっているのが注目される。

（判例3－肯定）有限会社が被保険者として建物内の動産に火災保険をかけ、これとは別に会社代表者が自らを被保険者とし、建物、建物内の家財道具一式、什器備品一式に長期総合保険（損害保険）契約を締結していたが、その建物から出火して建物は全焼し、収容物全部が汚損したので、保険会社に対し、会社が1,800万円、代表者個人が2,150万円の保険金を請求した。この会社は過去2回火災を起こして保険金を取得しているが、いずれも火の気のない場所からの出火で、代表者の煙草が出火の原因との疑いが強かった。会社の経営は大幅な赤字で経済的にかなり苦しい状況であったのに、多額の保険をかけていた。原審（東京地裁）は故意による放火と判断したが、東京高裁は、火の付いた煙草を放置したことによる出火と推認し、本件火災の発生につき故意にも比肩すべき重大な過失があったとした（東京高判昭和59・10・15 判タ540号 P.310）。

（判例4－肯定） 保険契約者が建物と家財につき、保険会社2社と住宅総合火災保険契約を締結していたが、建物から出火し建物と家財が焼失し、保険会社2社に対し、合計約2,800万円の保険金を請求した。保険会社はタバ

この吸殻の不始末のまま漫然外出した重過失があるとして免責を主張した。旭川地裁は、重過失とは、少しの注意をすれば容易に有害な結果が発生する事を予見でき、したがって、大事に至ることをたやすく回避することができたのに、こうした注意すら怠るような故意に近い不注意をいうと解すべきで、紙類の入ったビニール製ゴミ袋に吸ったばかりのタバコの吸殻を捨て、そのまま台所に放置したものであるところ、紙類という容易に着火する可燃物の中に吸ったばかりのタバコの吸殻を捨てることは、喫煙者ならずとも誰も、これにより紙類が燃え上がり、火災に結びつくことを容易に予見することができたものであり、かつ、このような事態を避けることは、タバコの吸殻の始末に際してほんのちょっとの注意さえ払えば容易に回避することができたものであるから、保険契約者には重過失があったとした（旭川地判平成9・1・31 判タ944号 P.253）。

次の（判例5）と（判例6）は、重過失とは何かにつき定義していないが、前者は電力会社の調査で漏電可能性の注意を受けたのに、漏電による火災発生を未然に防止する手立てを尽くしていなかったことが重過失にあたりとし、後者は放火されたと考えられる事案で、保険契約者が建物の施錠をしないで3ヵ月以上空き家のまま放置したこと、鍵の管理が不十分であったことなどから重過失があるとしたものである。

（判例5－肯定） 建物および建物内の家財道具等の動産にY1保険会社と損害保険契約、Y2農協共済保険契約を結んでいた保険契約者が、火災で全焼したことを原因として、Y1に対し保険金6,700万円、Y2に対し5,000万円の共済金請求をした。津地裁伊勢支部は、保険契約者の故意による事故招致は認められないが、空き家同然であった建物に第三者が入り込むことは考えられず、電力会社が調査により漏電している可能性が強いので不在時には必ずスイッチを切り、早急に修理するよう指導したが、保険契約者は回線の修理をせず、注意を聞き間違っただけで、関係のないブレーカーのスイッチを不在時に切っただけで、漏電による火災の発生を未然に防止する手立てを何ら

尽くしていなかったから、損害保険契約および共済契約における免責事由である重大な過失に当たると判断した（津地裁伊勢支部平成1・12・27 判タ731号 P.224）。

（判例6－肯定） 保険契約者が工場の休憩所として使用していた建物と家財について、保険会社2社との間で、住宅総合保険契約をしていたところ、建物と家財が火災により焼失したので、保険金請求権につき質権を有する信用組合とともに、保険会社2社を相手として約3,500万円の保険金を請求した。保険会社は建物が空き家になって施錠されていたところ放火されたのであり、保険契約者に重過失があり免責されると主張し争いになった。

福島地裁会津若松支部は、火災は建物の2か所から出火したと認め、火災当時、建物の裏口ドアには施錠されていたから、放火犯人は裏口ドアから出入りしたか、あるいは、所持している玄関の鍵を利用して建物に侵入し放火したものとし、保険契約者が建物の施錠をしないで3ヵ月以上空き家のまま放置したこと、鍵の管理が不十分であったことなどから重過失があったと判断し、保険会社の免責を認めた（福島地裁会津若松支部判平成8・3・26 判タ918号 P.241）。

以上みたように判例は、重過失を「故意にも比肩すべき重大な過失」、「ほとんど故意に近い不注意」、「故意に近い不注意」といつている。

火災保険の免責事由としての重過失に関する上記判例は、いずれも故意と同視すべき反社会的で公序良俗に反する重大な過失と制限的に解釈しているものと思われる。

約款2条1項1号は、悪意または重過失に関して、保険契約者または被保険者の悪意・重過失のほかに法令違反を加え、更にこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）を加えている。そして、これらの者の故意・重過失・法令違反により生じた損害について免責されると定めてい

る。同項2号は、被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意・重過失・法令違反により生じた損害についても免責されるとしている。

法人の機関や法定代理人を保険契約者または被保険者と同視しているのである。法令違反は、火災の発生による損害との間に因果関係があることが必要であり、法令違反があったとしても、別の原因によって火災が発生した場合は免責されない。

- ③ 核燃料物質（使用済核燃料を含む）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性、これらの特性による事故による損害（約款2条2項3号）

この場合も保険者は免責されるとしている。損害が膨大なものとなり、通常の火災保険ではまかなえないと考えられるからである。

- ④ 保険料領収前の事故による損害（約款2条3項）

保険者は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害については免責される。保険契約者または被保険者の告知・通知事項について、保険者が承認する場合で約款13条の規定による保険料の追加請求に対し、保険契約者とその支払を怠ったときも、同様に免責されるとする。

(2) 通知義務

- ① 危険の著しい変更・増加の通知義務

商法は、保険契約締結後に危険が著しく変更・増加した場合、それが保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるか否かにより、保険契約を失効するものとするか否か、取扱いを異にしている。

(ア) 責めに帰すべき事由によるときは、保険契約は失効する（656条）。

(イ) 責めに帰すべからざる事由によるときは、保険者は将来に向かって保険契約を解除することができる（657条1項）。この場合、保険契約者または被保険者は、危険が著しく変更・増加したことを知ったときは、遅滞な

く保険者に通知することを要する（657条2項）。通知を怠ったときは保険者は危険の変更・増加のときより保険契約が効力を失ったものと看做すことができる（同条2項）。ただし、保険者が通知を受けた後、または危険の変更・増加を知った後、遅滞なく契約を解除しないときは、その契約を承認したものと看做す（同条3項）と定めている。

- (ウ) ところで、約款8条には、著しい危険の変更・増加があろうとなかろうと、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるものであろうとなかろうと、保険の目的の譲渡の場合、保険契約者または被保険者は事故発生前に承認裏書請求の手続をとらなければ、保険者は承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた損害に対して免責されると定めている。保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること、保険の目的を他の場所に移転する場合も同様としている。

このような取扱いは適正といえるであろうか。

この約款の効力については、議論のあるところで、判例には、著しい危険の増加を伴わない保険の目的の譲渡を受けた場合、火災前に保険者に対し約款8条の規定による承認譲渡請求の手続をとっていないけれども、この約款は無効であり、保険者に対し、損害填補の請求権を有すると判断したもの（前掲盛岡地判昭和45・2・13）と、目的の譲渡に伴い保険金受領権者を確定する必要がある、通知義務を課される側にとってみても目的の譲渡を保険者に通知してその承認を求めれば足り手続的にも保険契約者らに過大な負担を課すことにはならないとして有効とするものがある（福岡地判昭和63・1・28、この判例の解説として、商法（保険・海商）判例百選（第2版）21 保険の目的の譲渡 神作裕之）。学説はこの免責約款の効力を認めるのが多数説であるとされる。思うに、保険者は商法と異なる約款を定めることはできるとしても、著しいというほどの危険の変更・増加もなく、その責めに帰すべき事由もない場合でも、通知をせず承認裏書請求の手続をしなかったというだけで、当然に免責の効果を結び付けてい

るのは、行き過ぎである。この約款は有効だとしても、その適用範囲は著しい危険の変更・増加を伴った場合に限られると制限的に解釈するのが妥当と考える。

- (㊦) 商法では、契約の存続が認められるのは、保険契約締結後に危険が著しく変更・増加した場合で、保険契約者または被保険者の責めに帰すべからざる事由によるときであるが、責めに帰すべき事由によるとよらざるとを問わず、保険料を割り増して保険を引き受けることができるのであれば、保険料の追加請求を認めて保険契約の存続を認めるべきであるという見解がある（山下友信ほか 保険法 P.124）。当事者双方の合意に基づき保険料追加請求の手続がとられれば、これを否定する理由はなく認めてよいと考える。

② 重複保険の通知義務

住宅火災保険普通保険約款には規定がないが、保険会社の約款には、保険契約者または被保険者が、同一目的物につき他の保険者と火災保険契約を締結する際には、先の保険者に対しその旨通知し保険証券に承認の裏書を請求しなければならず、義務違反があった場合、保険者は契約を解除でき、保険金の支払を免れるとするものがある。

重複保険であることを通知していなかった場合、保険者は義務違反を理由に保険契約を解除し、あるいは保険金の支払を免れるかどうか。

保険契約者または被保険者が通知しなかったというだけでは解除・免責原因としては不十分で、義務違反として故意または重過失を要すると制限的に解釈する説が多く（商法（保険・海商）判例百選（第2版）15 重複保険と約款規定 吉原和志）、判例も、重複保険の場合であっても保険契約者が取得し得る保険金額は保険契約の目的の価額に限られるし（631条）、重複保険の保険者が負担すべき保険金額については、商法632条、633条及び保険約款によって分担の方法が定められているほか、故意または重大な過失による保険事故の招致については、商法641条及び同旨の保険約款により保険者は免責されること

および普通保険約款にあっては、契約当事者の知、不知を問わず、約款によらない旨の特段の合意がないかぎり、これが当然に契約内容となって当事者を拘束すること等に鑑みると、保険契約者に他の保険の内容の存在について告知、通知義務違反があるからといって、保険者が直ちに保険契約を解除できるとか、あるいは免責されるものと解するのは相当でないとし、保険契約者が不法に保険金を得る目的で重複保険契約をしたことなど、その保険契約を解除し、あるいは保険金の支払いを拒絶するにつき正当な事由がある場合に、はじめて保険者と告知、通知義務違反を理由に保険契約を解除し、または保険金の支払を免れることができると解すべきである（前掲東京高判平成4・12・25）と判示している。

学説、判例は、約款の有効性は認めつつ、保険者が保険契約を解除し、あるいは保険金の支払を拒絶し得るのは、故意または重過失がある場合とか、不法に保険金を得る目的で重複保険契約をしてこれを通知しなかったというような場合であると制限的に解釈しており正当である。

③ 損害発生のお知らせ義務（658条）

保険契約者または被保険者は、保険事故が生じ損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく保険者に通知しなければならない（658条）。保険者は、保険の目的物である建物や家財など管理しているわけではなく様子がわからないので、火災発生の実事や損害の内容を確認する必要があるからである。

それではこの通知義務に違反した場合はどうか。

商法はその効果について定めていないが、通知がなかったことによる増加調査費用など支払うべき保険金から控除することになる。保険者は通知がなかったことを理由に、保険金の支払自体を拒否することは許されないと解する。

約款16条は、保険契約者または被保険者に損害見積書その他の書類を損害の発生を通知した日から30日以内に保険者に提出する義務を課し、正当な理由がなくこの義務に違反したときは、保険金を支払わないと定めている。しか

し、この義務違反を理由に、保険金の支払自体を拒否することは許されないし、これをもって全面免責という効果が認められるわけではない。保険者が被ったことによる損害の限度で、保険金支払から免責されるにとどまると解すべきである。

④ 損害防止義務（660条）

被保険者は、保険事故が生じたときは、その損害の防止に努めることを要する（660条1項）。損害防止に必要な費用、有益費用等は、保険者の負担となる（同項但書）。

約款17条は、保険契約者または被保険者は、保険事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければならないとする。商法上定めのない文言である「保険契約者」と「損害の軽減」を加えている。

義務違反の要件として、故意・重過失を要すると解するのが妥当である。火災の発生に動揺し茫然自失して損害を防止・軽減するなどの余裕がないことが少なくないからである。このような者に防止義務違反、軽減義務違反の責めを負わせるべきではない。

それでは故意・重過失ある場合の義務違反の効果はどうか。

商法に定めはないが、故意・重過失ある義務違反により拡大した損害については、保険者は填補する義務を負わないと解する。

このように約款の義務条項には多くの問題点が含まれていることは、判例や学説が指摘するところである（山下友信 保険法 P.123以下）。

7. 損害の算定

保険事故が発生し保険の目的物に損害が生じた場合、保険金で填補されるのはどこまでか。これは保険の目的の範囲の問題である。次に、その目的物の損害の算定をどうするか。これは損害の算定の問題である。

(1) 保険の目的の範囲

① 建物を保険の目的とした場合（約款3条）

その建物自体が保険の目的の範囲内にあることは当然であるが、建物の周辺や中にある物が含まれるかどうか。

約款3条2項は、特別の約定がないかぎり、被保険者の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備、門、塀、垣、物置、車庫その他の付属設備も保険の目的に含まれるとしている。

② 家財を保険の目的とした場合（約款3条）

被保険者の家財が目的の範囲内にあることは当然であるが、生計を共にする親族の家財が含まれるかどうか。

約款3条3項は、生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険目的に含まれるとしている。

③ 建物と家財の所有者が異なる場合（約款3条）

建物の賃借人が所有の家財を保険の目的にした場合において、賃借人が付属させた畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備に保険が及ぶかどうか。

約款3条4項は、これらのものが賃借人の所有であるときは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれるとしている。

④ 次の物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれない（約款3条1項）

(ア) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125CC以下の原動機付自転車を除く）

(イ) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物

(ウ) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(エ) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(2) 損害の算定

商法は、保険者が填補すべき損害額は、その損害が生じたる地におけるその

時の価額によってこれを定めるとしている(638条1項)。その時の価額とは、時価のことである。

- ① 建物、設備機械、装置、営業用什器、家財など継続して使用されるものの時価の算定は、使用による減価や経過年数による減価を考慮すべきである。減価の方法は保険実務では、毎年一定額を控除する定額法で行われている。
- ② 商品、製品、原材料など市場において交換されるものの時価の算定は、保険事故の際における交換価値によるべきである(群馬弁護士会編 火災保険の実務 P.343)。

ま と め

保険制度の意義、保険約款の効力、保険契約の成立、被保険利益、保険料の支払、免責事由、損害の算定などについて、商法の規定や約款に関する諸問題を検討してきた。商法の規定は比較的簡単であり、約款がこれを補充し変更する規定を多く置いているが、その約款のなかには問題のあるものがあり、裁判上無効とされたり、制限解釈されたり、要件を厳格に解するのが相当とされるものがあることが分かった。

損害保険は営利保険として運営されていることから、当然保険会社の営利性・採算性が確保されることを前提としている。そして、一方で悪質な保険加入者に対抗するためガードを固くした約款を設けつつ、他方で一般の加入者に対して約款と異なる取り扱いをしていることがある。

悪質な加入者に対抗するためガードを固くした約款を設けていることに対し、学者は早くから次のように問題点を指摘していた。「保険実務家にとっては、約款は最終的な紛争解決基準ではなく、悪質加入者防御のための外濠であり、トラブル解決のための折衝開始の糸口にすぎない。学者が、いくら約款を修正せよと要求しても、その声は梨の礫に終わる。ここでは、学者と実務家とは妥協の余地がないほど峻厳に対峙し、双方ともに一步も退かぬ構えである。」(法理論と保険実務との架橋 西島梅治 ジュリスト, 756号 P.114)。

最近、保険会社が加入者に対し、約款と異なる取扱いをしたり、免責事由を拡大解釈して保険金の支払を拒むなどのトラブルが発生している。

生命保険の例であるが、契約の際、保険契約者は健康状態や過去の病歴などについて告知することとされ、病気を隠して加入した場合は、告知義務違反として契約から2年以内であれば保険金支払を拒むことができると約款で定めている。

ところが、保険外交員、営業職員が、保険契約者に対し、この告知義務を十分説明しなかったり、病気などを隠すよう不告知の教唆をし、告知義務違反があっても2年経てば保険金を受け取れるなどと述べて勧誘していた。そして、いざ問題が生じたとき、約款の定める告知義務に違反したとか、保険会社を欺いたとって保険金の支払を拒み、死因とは無関係の職業の隠ぺいを理由とする不払を通告したり、本来問題にならない5年以上前の病気を列挙して不払通告をするなど、保険金を支払うべき事例でありながら拒否していたことが判明し、金融庁が保険会社に対し、個人保険の募集など2週間の業務停止命令と業務改善命令を発動した²⁾

このような不祥事は、特定の保険会社だけの問題ではなく、保険業界全体の問題に発展する恐れがあるという。今回のような利用者を見做した営業を続けられれば、生保に対する信頼を失ってしまうだろう³⁾

このようなことは、生命保険だけの問題ではなく、損害保険もまた同様である。

目先の数字をあげるために、不当な勧誘をしたり、免責事由を拡大解釈し不払を多くして会社の負担を減らすというようなことは到底許されることではない。保険会社は長期的な展望に立ち、判例・学説の指摘する約款の問題点を再検討し、適正に修正してこれを遵守するとともに、悪質加入者に対しては司法的規制によるべきであり、一般の善良な保険契約者には安心して保険加入できる体制の改善を行い、信頼回復のため最大の努力と対策を講ずべきである⁴⁾

注

1) 地震保険の保険金額(支払金額)は、建物5,000万円、家財1,000万円の限度で、主契約である火災保険の30~50%の範囲で決められる。例えば、建物5,000万円、家財1,000万円の火災保険に加入しこれに付帯して地震保険に加入している場合、地震保険の保険額は建物1,500万円(30%)~2,500万円(50%)、家財300万円(30%)~500万円(50%)になる。

地震保険の保険料は、保険金額1,000万円です。保険期間1年の場合、所在地の危険度と建物の構造(木造か、鉄筋コンクリート造・鉄骨造か)により異なっている。1等地(北海道、福島、島根、岡山、広島、山口、香川、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄の各道県)の保険料は、木造建物で1万2,000円、鉄筋コンクリート・鉄骨造など非木造建物で5,000円、2等地(青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、鳥取、徳島、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎の各県)の木造建物1万6,000円、非木造建物7,000円、3等地(埼玉、千葉、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県)の木造建物2万3,500円、非木造建物1万3,500円、4等地(東京、神奈川、静岡の各都県)の木造建物3万5,000円、非木造建物1万7,500円である(財務省ホームページ、地震保険の概要)。築年割引、耐震等級割引制度が導入され、耐震性能が高いものは保険料が安くなっている。

地震による損害は巨額になるので、地震保険に関する法律(昭和41・5・18 法律43号、平成7年から11年にかけて改正)により、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険している(同法3条、4条)。

2) 金融庁が平成17年2月25日公表した「明治安田生命保険相互会社に対する行政処分について」によると、①生命保険募集人の募集時の説明状況、告知義務違反の内容など十分考慮せず、詐欺・錯誤を広く適用し、本来支払うべき死亡保険金を支払っていなかった。これらは保険業法133条1号に違反している。②生命保険募集人が、重要事項の説明を行っていない、不告知を教唆するなど、保険業法300条1項1号および3号に違反する保険募集を行っていた。③保険金支払部門は、保険金の支払の可否を検討するにあたって、違法な保険募集が多数存在することを把握していたにもかかわらず、関係部門と連携をとらず、改善に向けた取り組みを怠っていた。保険金受取人に詐欺適用を知らせる通知文において、約款上の条文番号だけを記載し、詐欺無効を適用したことをあいまいにする、告知義務違反とは関係のない病歴等を多数列挙するなど、不十分、不適切な説明を行っていた。詐欺・錯誤の適用について、取締役会等の経営陣によるチェックが何ら行われていないなど、経営管理体制が不十分であった。以上の事実を認定し、これに基づいて平成17年3月4日から平成17年3月17日までの個人保険契約の締結および保険募集の「業務停止命令」(保険業法133条の規定に基づく処分)と保険約款および法令等にしたがい迅速かつ適切な保険金支払を行うための保険金支払管理態勢を確立し、今回生じた不適切な保険金支払に関して役職員の責任の明確化その他の態勢の確立、実行性のある法令等遵守態

勢を構築し、全役職員に対して法令等の遵守について教育・指導の充実・強化を図るよう「業務改善命令」（保険業法 132 条 1 項の規定に基づく処分）を発動した。

- 3) 日本経済新聞平成 17 年 2 月 26 日の社説「安心を売り損なった明治安田生命」および「明治安田に改革迫る」の記事によれば、このような違法募集の背景には、縮小する市場で約 27 万人の営業職員が顧客を奪い合う激しい競争があり、明治安田特有の問題とは言い切れない。営業職員は生保間を渡り歩くケースも多く、目先の数字を上げるため違法勧誘するのは他の生保でも起こりうるとし、「業界全体の問題に発展する恐れがある」と懸念する生保幹部もいるという記事を掲載している。
- 4) 金融庁では、保険商品の販売勧誘のあり方等を適正なものにするため、募集時の説明のあり方、保険契約における適合性原則の遵守、公正な競争を促す比較広告の容認等について協議検討する検討チームを設けることになった。